

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 消費者教育支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

電話番号：058-272-1111 (内 2985) E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,828 千円 (前年度予算額：1,959 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-------|------------|------------|------------|------------|-----|-------|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 1,959 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,250 | 0 | 709 |
| 要求額 | 1,828 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,250 | 0 | 578 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・県の相談窓口寄せられる未成年者の相談内容は、携帯電話やインターネットの普及により、有料サイト名目の不当請求に関するものが多く寄せられている。
- ・未成年者の契約には、親権者の同意が必要であるが、成人すると自由に契約できるようになるため、20歳前後から事業者の勧誘が増える状況にある。
- ・このため、成人になる前に社会に出てから消費者トラブルに巻き込まれないよう、学校教育において、消費生活に関する基礎知識、消費生活相談の事例や対処方法などを身につける必要がある。
- ・2022年に成年年齢が引き下げられるため、若年者の消費者教育を強化する必要がある。

(2) 事業内容

(1) 学校等消費者教育支援事業費

消費者教育指導用の副教材の作成

- ・学校における消費者教育の資料として活用できるよう、若者が巻き込まれやすい消費者トラブルの事例とその対処方法を中心とした消費者教育指導用の副教材を作成し、県内の各高等学校等に配付する。

発行時期 令和4年3月

内 容 若者が巻き込まれやすい消費者被害の事例と対処方法

作成部数 24,000部

配布先 県内学校（高校等）、教育関係機関、市町村等

（2）金融教育促進事業費

金融広報中央委員会の県内事務局である岐阜県金融広報委員会と連携し、教育分野や一般に対する金融教育の促進を図るとともに、金融トラブルに巻き込まれない健全で合理的な家計運営に対する啓発を行う。

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-------|---------------|
| 旅費 | 15 | 打ち合わせ旅費 |
| 消耗品費 | 184 | 啓発資料 |
| 委託料 | 1,457 | 高校生向け副読本印刷 |
| 負担金 | 90 | 岐阜県金融広報委員会負担金 |
| 役務費 | 82 | 電話代・切手代 |
| 合計 | 1,828 | |

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり

(2) 安らかに暮らせる地域

3 犯罪・交通事故防止の推進

【岐阜県消費者施策推進指針】 1 消費者教育・啓発

（2）国・他県の状況

・消費者教育推進法が平成24年12月に施行されたことを受け、国及び他県が消費者教育を推進

（3）後年度の財政負担

・学校現場の状況を見ながら事業内容（副教材の作成）について検討する。

（4）事業主体及びその妥当性

・若者の消費者被害の未然防止を図り、安心して生活できる地域をつくるため、県が高等学校の教員と連携して取り組むことが重要である。

事業評価調書

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・消費者トラブルが後を絶たない状況の中、トラブルに巻き込まれないよう消費者として必要な知識を身につけることが必要である。消費者教育は、早期に行うことが望ましいため、若者が巻き込まれやすい悪質商法の手口や対処方法を学んでもらうことが必要である。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 | 現在値 (前々年度末時点) | 目標 | 達成率 |
|-------------------------------|-------|----------------|------------------|----------------|-------|
| 消費生活に関する講座の小・中・高・大学生の参加者数(累計) | | 3,132 (H30) | 4,971 (R1) | 18,000 (R6) | 27.6% |

○指標を設定することができない場合の理由

| |
|--|
| |
|--|

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
県内の高校生、教育関係機関、出前講座等で配布するため、27,000部の副読本を作成した。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
消費者教育用の副読本を作成・配付し、学校の授業で活用していただくことで若者の消費者トラブルの未然防止を図る。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い | |
| (評価) ○ | 平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が成立し、県においても学校における消費者教育の推進を図っていく必要がある。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) ○ | 悪質商法の手口と対処方法を理解し、トラブルに巻き込まれることを防ぐとともに、困ったときの相談先を知っていれば、問題を早期に解決することが可能となる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある | |
| (評価) ○ | 県内高校生（1年生全員）に配布することから、ほとんどの若者が1度は消費者教育について学習する機会がある。 |

(今後の課題)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 2020年に成年年齢が引き下げられるため、引き続き若年者の消費者教育に取り組む必要がある。 |
|---|

(次年度の方向性)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 若者の消費者トラブルが依然として続いていることから、引き続き副読本の作成を行う。 |
|---|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|------------------------|--|
| 組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 | |
| 組み合わせる理由や期待する効果 など | |